

公 示

次のとおり、契約の相手方を公募します。

平成27年 6月30日

支出負担行為担当官
国立医薬品食品衛生研究所
総務部長 町田 吉夫

1 募集内容

(1) 事業名

平均的食事からの放射性物質摂取量推定のための試料調製 一式

(2) 事業目的

平成26年度に引き続き、平均的食事からの放射性物質摂取量を推定するためのマーケットバスケット試料を調製する。これら試料を分析することにより、食品からの放射性物質取量の経年変化を監視することを目的とする。

(3) 事業内容

仕様書による（配布は4（2）の場所にて行う。）。

2 公募に必要な資格に関する条件

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 厚生労働省から業務等に関し指名停止の処分を受けている期間中でないこと。
- (3) 平成25・26・27年度全省庁統一競争参加資格において「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。
- (4) 資格審査申請書等に虚偽の事実を記載していない者であること。
- (5) 経営状況、信用度が極度に悪化していない者であること。
- (6) その他予算決算及び会計令に第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有している者であること。社会保険料等（厚生年金保険、健康保険、（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。

3 特殊な技術及び設備等の要件

- (1) 経年変化の監視を目的としているために、平成25年度、及び平成26年度に作製した試料と同等の品質（均一性、コンタミネーションの程度）の試料が作製できること。
- (2) 実施時期中に、15地域×14群＝210試料を作製するための、経験・技術を有していること。
- (3) 2 kg以上の試料を均一に混合するための器具を有していること。
- (4) 正しい放射性セシウム摂取量を推定するために、試料間および環境からのコンタミネーションを防止できる設備を有していること。

4 公募の内容等の条件を満たす旨の意思表示

この公募内容等の条件を満たしている者で、契約を希望する者には、以下により意思表示を行うこと。

- (1) 意思表示期限 平成27年 7月22日（水） 12時必着
- (2) 意思表示先 〒158-8501
東京都世田谷区上用賀1-18-1
国立医薬品食品衛生研究所総務部業務課業務係 布村 祐輔
電話 03(3700)1141 内線219
- (3) 意思表示方法 上記へ郵送
- (4) 意思表示様式 別添1のとおり
- (5) 提出書類 ①別添意思表示、及び法人概要等
②「2 公募に必要な資格に関する条件」の(3)平成25・26・27年度全省庁統一競争参加資格の資格審査結果通知書の写し。
③暴力団等に該当しない旨の誓約書（別添2）

5 その他

公募の結果、参加者が複数の場合は一般競争入札を行うものとする。

(別添1)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
国立医薬品食品衛生研究所
総務部長 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名 印

平均的食事からの放射性物質摂取量推定のための試料調製 一式に係る公募条件を満たす旨の意思表示について

当社は、貴所が公募する標記業務について応募したいので、その旨を表示します。なお、当社は下記記載の事項について相違ないことを申し添えます。

記

- (1) 当社は、予算決算及び会計令第70条の規定に該当しません。
- (2) 当社は、予算決算及び会計令第71条の規定に該当しません。
- (3) 当社は、厚生労働省から業務等に関し指名停止の処分を受けていません。
- (4) 当社は、別添(写)のとおり、平成25・26・27年度全省庁統一競争参加資格において「役務の提供等」のA、B又はCに格付けされています。
- (5) 当社は、資格審査申請書等に虚偽の事実を記載しておりません。
- (6) 当社は、経営状況、信用度が極度に悪化しておりません。
- (7) 当社は、公示の「3 特殊な技術及び設備等の要件」を全て満たしています。
- (8) 当社は、その他予算決算及び会計令に第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有している者です。社会保険料等(厚生年金保険、健康保険、(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう)に加入し、該当する制度の保険料の滞納はありません。

(担当者)
所属部署
氏名
連絡先